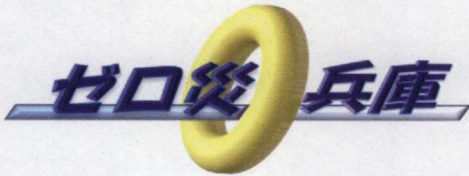




兵庫労働局発表
平成28年8月29日

報道関係者 各位



[照会先]

兵庫労働局労働基準部

安全課

課長 塩見 卓

課長補佐 小川 江造

安全専門官 古谷 勝一

TEL (078) 367-9152

FAX (078) 367-9166

平成28年秋の交通労働災害防止運動の実施について

— 交通労働災害多発。兵庫県内で既に死者7名 —

兵庫県内の交通事故による休業4日以上之死傷者数は平成24年から4年連続で増加しています。また、本年は死亡者が現在7人となり、昨年1年間の9人に迫る状況です。

交通労働災害はすべての業種において発生していることから、兵庫労働局及び県下各労働基準監督署では、秋の全国交通安全運動期間を含む9月1日から9月30日までを「秋の交通労働災害防止運動月間」と定めて、事業者はもとより、関係行政機関、労働災害防止団体、業界団体等の参加の下、関係者が一丸となって県下全域での集中的かつ効果的な交通労働災害防止活動を推進します。

特に、休業4日以上之死傷災害では、「道路貨物運送業」と「新聞販売業」の占める比率が高いことから重点業種としています。

記

- 1 運動の期間 平成28年9月1日（木）から9月30日（金）
- 2 主 唱 者 兵庫労働局、県下各労働基準監督署
- 3 実施事項
 - (1) 主唱者 業界団体並びに事業場に対する交通労働災害防止対策の取組要請等、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知・啓発
 - (2) 事業場 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の徹底
- 4 目 標 運動期間中の交通労働災害による死亡ゼロを目指す。

(添付資料)

- ・平成28年秋の交通労働災害防止運動実施要綱
- ・平成21年～平成28年7月までの発生状況
- ・平成27年、28年死亡災害（交通事故）一覧表（兵庫局）



平成 28 年秋の交通労働災害防止運動実施要綱

1 趣 旨

兵庫県での「秋の交通労働災害防止運動」は、秋の全国交通安全運動期間を含む 9 月を実施月間とし、「事業者はもとより行政、業種別労働災害防止団体、業界団体等の参加のもと、関係者が一丸となって県下全域での集中的かつ効果的な交通労働災害防止活動を推進すること」を目的に、平成 18 年から実施し、今年で 11 回目を迎える。

この間、交通労働災害による死亡者数は、平成 21 年に過去最少（4 人）となったものの平成 22 年には 14 人と大幅に増加し、その後、一旦は減少したが平成 26 年は 7 人、平成 27 年は 9 人と、平成 22 年以降増減を繰り返しており着実な減少には至っていない。

また、交通労働災害による休業 4 日以上を含む死傷災害は、平成 23 年に減少して以降は毎年増加しており、平成 26 年は 388 件と平成 25 年より 26 件の増加、平成 27 年も 392 件と前年より 4 件の増加となっており、交通労働災害全体の増加により死亡者数も増加に転じることが懸念されるところである。

このため、今年も、秋の交通労働災害防止運動実施期間中の交通労働災害による死亡災害ゼロを目指し、それぞれの職場で交通労働災害防止活動の着実な実行を図る。

2 期 間

平成 28 年 9 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日まで

3 主唱者

兵庫労働局、県下各労働基準監督署

4 協 賛

国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部、兵庫県、兵庫県警察、一般社団法人兵庫労働基準連合会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会兵庫県支部、公益社団法人日本新聞販売協会近畿地区本部、神戸新聞社

5 対象業種

兵庫県下の全業種を対象とし、特に道路貨物運送業、新聞販売業を重点業種とする。

6 実施事項

(1) 兵庫労働局

- ア 業種別労働災害防止団体、業界団体等への文書要請
- イ 広報資料等の作成、配布
- ウ ホームページ等による広報活動

(2) 労働基準監督署

- ア 団体、事業場に対する交通労働災害防止対策の取組勧奨

- イ 「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知啓発
- ウ 労働災害防止団体等が行う交通労働災害防止に関する研修会を支援する。

(3) 協賛者

- ア 事業場の実施事項に対する支援
- イ 広報誌等による周知

(4) 事業場

ア 全業種共通事項

(ア) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の徹底

- ① 交通労働災害防止に関係する管理者(安全管理者、運行管理者等)を選任するとともに、管理者に対し必要な教育を実施し、交通労働災害防止のための管理体制を確立する。
- ② 安全衛生方針の表明、目標の設定、計画の作成・実施・評価・改善を行う。
- ③ 交通労働災害防止に関する事項について安全委員会等において調査審議を行う。
- ④ 適正な労働時間等の管理及び走行管理を実施する。
- ⑤ 適正な走行計画を作成し、運転業務従事者に適切な指示を行う。
- ⑥ 乗務開始前点呼等を実施し、その結果に基づく措置を適切に実施する。
- ⑦ 交通労働災害防止のための雇入れ時及び日常の教育を行う。
- ⑧ 健康診断を実施し、その結果に基づいて適切な事後措置(就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業回数の減少等)を行う。

(イ) 交通労働災害防止対策の研修実施

イ 道路貨物運送業

(ア) 上記アの「全業種共通事項」

(イ) 次の事項を推進する。

- ① リスクアセスメント(危険有害性の調査及び措置の実施)を進める。
- ② 陸運業における労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進する。

ウ 新聞販売業

(ア) 上記アの「全業種共通事項」のうち、(ア)の①、④、⑤、⑥、⑦の事項

(イ) 適正な配達量とし、かつ、労働者が無理な配達をしないよう点検する。

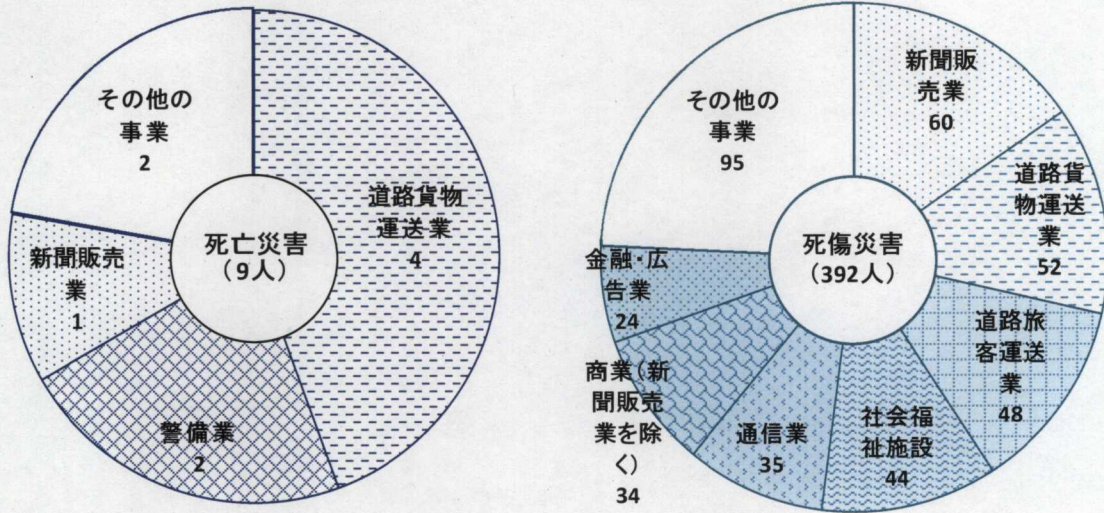
(ウ) 高齢者について、十分に配慮する。(被災者の多くを高齢者が占める。)

(エ) 次の事項を推進する。

- ① 走行経路を調査し、「安全走行計画」を作成する。
- ② 悪天候の時は、白線やマンホールなどの滑りやすい場所を避けて運転させる等必要な指示を与える。
- ③ 交通労働災害の「危険予知訓練」を行う。
- ④ 配達員の健康状態を健康診断等により把握し、その結果に基づいて適切な指示を行う。
- ⑤ 配達時においてブレーキ点検などの「安全作業のポイント7」を励行させる。

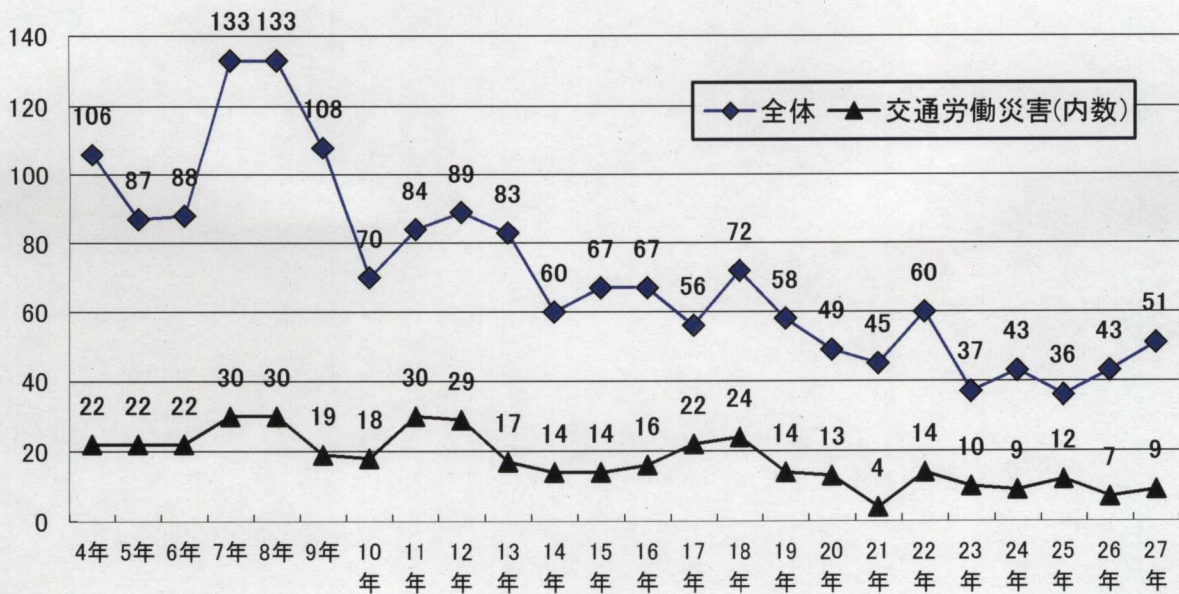
(参考)

兵庫県内の平成 27 年交通労働災害発生状況(単位：人)



注) 死傷災害：死亡及び休業4日以上 of 災害
【死傷者数は労働者死傷病報告による】

兵庫県内死亡災害発生状況(平成4年～平成27年) (単位：人)



兵庫県内の業種別・交通労働災害の発生状況 (平成21年～平成28年7月)

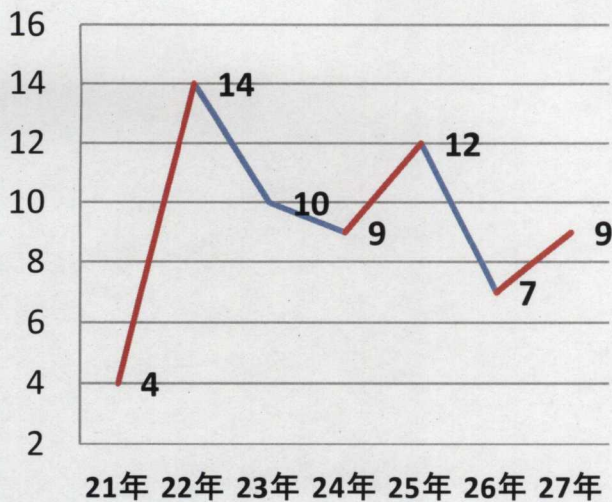
(1) 死亡災害の発生状況

区分	新聞販売業	商業(新聞販売業除く)	道路旅客運送業	道路貨物運送業	通信業	社会福祉施設	建設業	製造業	警備業	林業	港湾荷役業	その他	合計
21年	0	0	0	1	0	0	2	0	1	0	0	0	4
22年	1	2	1	5	0	0	2	2	0	0	0	1	14
23年	0	1	1	4	0	0	2	1	0	0	0	1	10
24年	2	0	0	2	0	1	0	0	1	0	0	3	9
25年	1	2	0	5	1	1	1	0	1	0	0	0	12
26年	2	1	0	2	0	0	0	1	0	0	0	1	7
27年	1	0	0	4	0	0	0	0	2	0	0	2	9
計	7	6	2	23	1	2	7	4	5	0	0	8	65
%	10.8%	9.2%	3.1%	35.4%	1.5%	3.1%	10.8%	6.2%	7.7%	0.0%	0.0%	12.3%	100%
28年	1	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	4
%	25.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100%

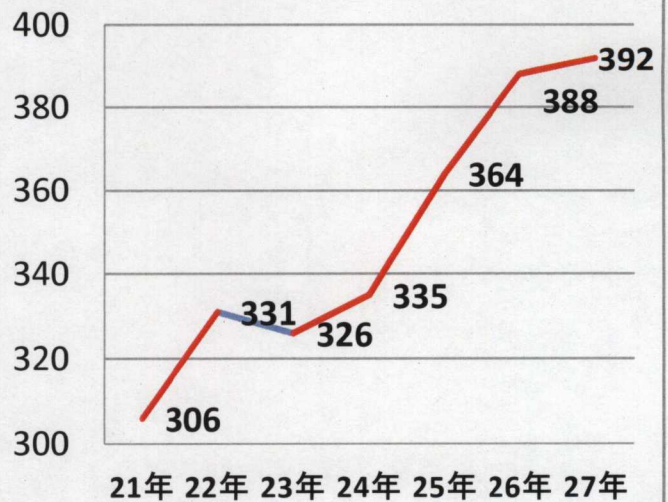
(2) 休業4日以上之死傷災害の発生状況

区分	新聞販売業	商業(新聞販売業除く)	道路旅客運送業	道路貨物運送業	通信業	社会福祉施設	建設業	製造業	警備業	林業	港湾荷役業	その他	合計
21年	55	23	34	38	45	17	9	15	5	1	0	64	306
22年	65	26	30	31	41	17	18	13	8	0	0	82	331
23年	42	32	36	46	39	25	20	17	6	0	0	63	326
24年	69	25	32	35	26	28	18	11	7	3	0	81	335
25年	55	38	40	39	29	27	24	12	5	0	0	95	364
26年	64	33	45	45	23	37	27	9	14	0	0	91	388
27年	60	34	48	52	35	44	17	13	6	0	0	83	392
計	410	211	265	286	238	195	133	90	51	4	0	559	2442
%	16.8%	8.6%	10.9%	11.7%	9.7%	8.0%	5.4%	3.7%	2.1%	0.2%	0.0%	22.9%	100%
28年	20	10	11	13	15	15	7	5	2	0	0	30	128
%	15.6%	7.8%	8.6%	10.2%	11.7%	11.7%	5.5%	3.9%	1.6%	0.0%	0.0%	23.4%	100%

死亡災害



休業4日以上之死傷災害



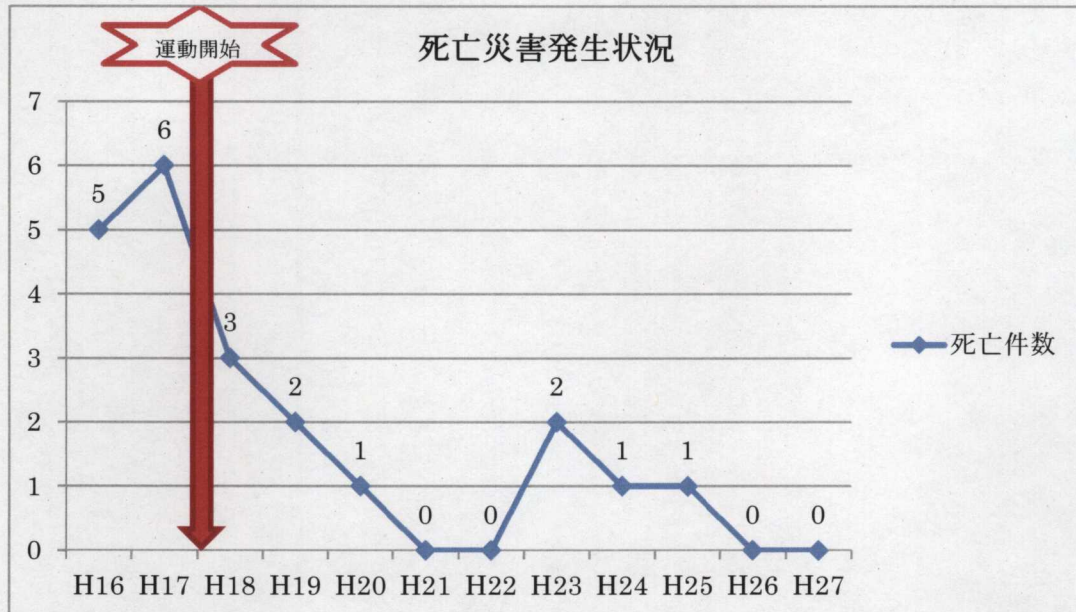
平成28年死亡災害一覧表(1月1日～8月23日)

広報用 受付 件数	災害発生		業種		事故の型 分類項目	起因物 小分類	発生状況概要	年齢
	月	時間	大分類	小分類				
1	2月	15時台	保健衛生業	福祉施設	交通事故(道路)	トラック	訪問看護の研修終了後、研修場所から事業所に戻るため、被災者が公道を原付で走行中、トラックに接触して転倒し、トラックの後輪に巻き込まれて死亡した。	40代
2	4月	11時台	運輸交通業	一般貨物自動車運送業	交通事故(道路)	トラック	大型トラックで新潟県内の公道を走行中、高架のガードレールを突き破り10メートル下の河川敷にトラックごと墜落した。	70代
3	6月	13時台	商業	新聞販売業	交通事故(道路)	乗用車、バス、バイク	営業務のため所属事業場が所有する原動機付き自転車で公道を直進していたところ、交差点の左側から進入してきた軽自動車と衝突した。	30代
4	7月	3時台	運輸交通業	一般貨物自動車運送業	交通事故(道路)	トラック	奈良県内の公道を走行中、大型トラック2台が衝突し、そのうちの1台がトラックごと高架橋から約35メートル下の山林に墜落して炎上した。	50代
5	8月	13時台	商業	その他の卸売業	交通事故(道路)	トラック	4トントラックを運転して神戸市内の店舗に製品を配送した後、帰社するため高速道路の下り車線を走行中、渋滞で停車していた最後尾のトレーラーの後部に追突して被災した。(同乗者なし)	30代
6	7月	11時台	その他の事業	その他の事業	交通事故(道路)	トラック	自動販売機に飲料を補充等する業務のため、道路を走行していた業務用車両が電柱に衝突して助手席に乗車していた被災者が死亡し、運転手が負傷した。	20代
7	8月	2時台	商業	その他の卸売業	交通事故(道路)	トラック	4トントラックを運転して事業場から大阪府内の市場に鮮魚を運送した後、高速道路で帰社していたところ、前方を走行中のトレーラーに衝突し、被災者が車内から投げ出された。	40代

平成 27 年 死亡 災害 一 覧 表 (1月1日～12月31日)

広報用 受付 件数	災害発生		業 種		事故の型 分類項目	起因物 小分類	発生状況概要	年齢
	月	時間	大分類	小分類				
1	2月	10時台	その 他の 事業	警備業	交通事故 (道路)	乗用車、バ ス、バ イク	バイクで工事現場に向かう途中、右にカーブする凍結した市道で転倒した。	60代
2	2月	9時台	運輸交 通業	一般貨 物自動 車運送 業	交通事故 (道路)	トラック	高速道路でミキサー車を運転中に、車線変更中に貨物自動車と衝突して中央分離帯に激突した後、後続車に追突された。	50代
3	6月	2時台	運輸交 通業	一般貨 物自動 車運送 業	交通事故 (道路)	トラック	大型トレーラーを運転中、下り坂カーブを曲がりきれずにガードレールを突き破り、約40メートル下の県道に転落し炎上した。前日の午後2時に事業場を出発し、神戸港で荷を積載して、翌日午前9時までに神奈川県内の事業場に荷を届けることとなっていたが高速道路の使用が認められず、一般道で目的地向かっていた。	40代
4	7月	17時台	商業	新聞販 売業	交通事故 (道路)	乗用車、バ ス、バ イク	夕刊配達で国道をバイクで走行中、台風による大雨のため道路を通行止めする通行遮断板に衝突した。	70代
5	8月	5時台	運輸交 通業	一般貨 物自動 車運送 業	交通事故 (道路)	トラック	兵庫県から岡山県方面にトラックを運転中に信号待ちで停車していた中型トラックの後部に追突した。	40代
6	5月	11時台	その 他の 事業	警備業	交通事故 (道路)	乗用車、バ ス、バ イク	巡回警備のため社用車の軽自動車を運転して県道を走行中、緩やかな右カーブで中央ラインを超えたところに、対向車線を走行してきたトラックと正面衝突した。	60代
7	11月	17時台	清掃・ と畜業	その 他の 産業 廃棄物 処理	交通事故 (道路)	乗用車、バ ス、バ イク	自社ヤードで雑貨のコンテナ詰めを行い、品物を納入し終わった貨物自動車のヤード出場を誘導するため片側1車線の県道に出たところ、走行してきた自動車にはねられ死亡した。	40代
8	11月	15時台	運輸交 通業	一般貨 物自動 車運送 業	交通事故 (道路)	トラック	古紙を積込んだトラックを運転し、愛知県から鳥取県方面に高速道路を走行中、上り線と本線との合流の左カーブを曲がりきれずに、進行方向の右側壁に衝突した後、車線合流後の右側壁に再び衝突した。	40代
9	11月	10時台	農業	農業	交通事故 (道路)	人力運搬 機	民家庭先の道路上にて脚立上で剪定作業中、通行中の自転車が脚立にぶつかって脚立ごと転倒し、入院5日後に死亡した。	50代

◎秋の交通労働災害防止運動期間（9月）の死亡災害発生状況



◎安全走行計画

- ・ 走行の開始・終了の地点、日時
- ・ 運転者の拘束時間、運転時間と休息时间
- ・ 走行時に注意を要する箇所の位置
- ・ 荷役作業の内容と所要時間（荷役作業がある場合のみ）
- ・ 走行経路、経路地の出発・到着の日時の目安

※運行記録計（タコグラフ）を活用して乗務状況を把握し、計画通り走行できなかった場合は、原因を把握し、次回の走行計画の見直しを行い、運転者の疲労回復に配慮する。

◎危険予知訓練

イラストシートや写真、映像などを使って、そこに潜む危険を予知し、その防止対策を立てる。

これを繰り返すことによって安全を確保する能力を身につける訓練。

◎安全作業の7つのポイント（別紙）

(参考)

配達時における安全作業のポイント 7

- 1 出発前にライト、ウインカー、ストップランプ、ブレーキなどを点検しましょう。
- 2 バイクを運転するときは、必ずヘルメットをかぶり、「あごひも」を締めましょう。
- 3 危険な箇所や、過去にヒヤリとしたり、ハットしたりした場所を書き込んだ、交通安全マップを作り、活用しましょう。
(他の作業への貴重な情報となります。)
- 4 見通しの悪い交差点、広い道路に出る時、また、踏切では、必ず一時停止をし、目を見て声を出して、「右ヨシ！左ヨシ！」と安全確認をしましょう。
- 5 早朝の交差点などは、交差点に近づく他の車の動きをみるため、信号が青でも徐行して、必ず左右を確認しましょう。
- 6 雨の日や強風などの悪天候のときは、白線やマンホールなどの滑りやすい場所を避けて運転しましょう。
- 7 急ぐあまり、階段の2段とびは止めましょう。また、足下の安全を十分確認しましょう。